

薩摩川内市部活動ガイドライン

(薩摩川内市における部活動の在り方に関する方針)



令和8年6月

薩摩川内市教育委員会

目 次

はじめに	1
「薩摩川内市部活動ガイドライン」策定の趣旨	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動指導の手引等の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	4
(1) 休養日の設定	
(2) 活動時間の設定	
(3) 休養日・活動時間の運用について	
4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	7
6 部活動の遠征等における安全確保について	7
おわりに	8
別紙 運動部活動の大会参加等に関する規定	9

はじめに

平成 30 年 3 月にスポーツ庁より通知された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成 30 年 12 月に文化庁より通知された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成 31 年 3 月に鹿児島県教育委員会より通知された「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を参考に、薩摩川内市立中・義務教育学校における学校教育活動の一環として実施される全ての部活動を対象とした「薩摩川内市部活動の在り方に関する方針」（以下「薩摩川内市部活動ガイドライン」という。）を策定する。

「薩摩川内市部活動ガイドライン」策定の趣旨

- 学校教育活動の一環として行われる部活動は、スポーツや芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義が大きい。
- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 智・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を図ること。
 - ・ 文化部活動においては、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
 - ・ 全ての部活動において、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 本方針の基本的な考え方は、学校の種類に関わらず該当するものであることから、小学校段階においても、学校教育の一環として行われる文化等の活動については、学校において、児童の発達段階や教職員の勤務負担減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。
- 各学校は、本市における人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在などの問題を見据え、学校や地域の実態を踏まえながら、適切な部活動の設置、運用について工夫する必要がある。
- 特に部活動の指導については、生徒の人権に十分に配慮するとともに、体罰はいかなる場合にも行ってはならないものであり、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な影響を与える行為であることを改めて認識し体罰等絶対行わない適切な指導に取り組む必要がある。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

ア 市教育委員会（以下「市教委」という。）は、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「薩摩川内市部活動ガイドライン」を策定する。また、必要に応じて見直しを図る。

イ 校長は、市教委の「薩摩川内市部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を策定する。

顧問は、薩摩川内市部活動ガイドラインに則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。なお、計画に変更がある場合は、速やかに校長に届ける。

ウ 校長は、学校の方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 市教委は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。（参考様式1、2）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 市教委は、各学校の生徒や教職員の数、外部指導者の活用状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用と学校への配置について検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教委は、部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教委及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教委は、学校におけるこれらの取組は徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

ウ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト^{*1}することなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。

その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるように配慮をする。

^{*1} 部活動の過剰な練習により、心身のエネルギーが尽き果て、意欲や気力を失ってしまうこと

エ 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見交換ができる雰囲気づくりを行う。

オ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン（等）会議や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の普及・活用

部活動の指導者は、中央競技団体や部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引や、県が策定した「運動部活動指導の手引き（一部改訂版）」（平成 29 年 3 月）等を活用し、2(1)に基づく適切な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果^{※2}や健全な心身の育成の育成も踏まえ、以下の(1)、(2)を基準とする。^{※3}

(1) 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。

※ 平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間の設定

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む）3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 休養日・活動時間の運用について

ア 市教委は 1(1)に掲げる方針の策定に当たっては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また下記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

^{※2} 「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

^{※3} ガイドラインに則り、週当たり 2 日間以上の休養日を設け、1 週間で 5 日活動すると、平日の 4 日間は 2 時間(120 分)、土曜日・日曜日のいずれか 3 時間程度(180 分)で、合計 11 時間(120 分×4 日+180 分=660 分)になる。部活動で週に 11 時間、体育実技の授業で 3 時間程度であるとする、最大限の 16 時間まで、あと 1、2 時間という計算となる。（学研教育みらい「体育・保健体育ジャーナル」（2018. 9 第 2 号）より引用）

イ 校長は、1(1)イに掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインを踏まえるとともに県の方針及び市教委が策定した「薩摩川内市部活動ガイドライン」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、校長は3(1)の「休養日の設定」とは別に、休養日及び活動時間等の設定について、定期試験前後の一定期間や地域をあげての行事などにおいて、学校や地域の実態を踏まえ、部活動共通、学校全体の部活動の休養日を設けることなど工夫すること。

エ 部活動の活動の際は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。

4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、次のことに留意し、適切な部活動の設置を検討する。

(ア) 運動部

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、顧問や活動場所等の確保など可能な範囲において、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

(イ) 文化部

校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

【具体的な例】

〔生徒のニーズを踏まえた部活動の例〕

- 季節ごとに異なるスポーツや芸術文化等の活動を行う活動
- 競技・大会志向でなく友達と楽しみながらレクリエーション志向で行う活動
- 体力づくりを目的とした活動
- 音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部での活動等

〔部活動の設置を検討する際の配慮事項の例〕

- 学校における部活動設置数は、生徒の安全な活動や部活動の指導者の負担軽減等を図るために複数の顧問を配置できるよう考慮する。
- 事故防止の観点から、使用する時間帯の調整等により安全な活動場所が確保できるよう配慮する。

イ 市教委は、関係団体・機関等と連携を図り、単一の学校では特定の競技の運動部をも設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校による合同部活動等の取組について検討する。

【具体的な例】

- ・ 関係団体・機関等と連携を図り、拠点校を設置する。

ウ 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。

(2) 地域との連携等

ア 市教委及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協力や、スポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 市教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放を推進する。

ウ 市教委及び校長は、学校と地域・保護者等が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

エ 部活動は、地域からの理解や協力が必要なことから、校長は、学校運営協議会において、各学校の部活動運営方針を説明し、承認を得ること。

オ 顧問及び部活動指導員は、年度当初の保護者会等を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 市教委は、川薩地区中体連や大会等主催者と協力して学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが生徒や部活動の指導者の負担とならないよう保護者や関係者の理解のもと、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を定める。(別紙「運動部活動の大会参加等に関する規定」)
- (2) 校長は、生徒にとって教育上の意義並びに生徒及び顧問の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、学校として参加する大会等を精査する。

6 部活動の遠征等における安全確保について

部活動の遠征や校外活動における生徒の安全を確保するため、移動中を含めた事故防止等に万全の措置を講じるものとし、以下(1)～(5)を基準とする。

(1) 部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について

- ア 遠征や大会参加など校外で活動する際は、移動中を含め生徒の安全確保に万全を期する。
- イ 自動車で移動する場合には、全座席でのシートベルト着用を徹底する。
- ウ 学校の危機管理マニュアルの内容を点検・見直しし、教職員間で共通理解を図るとともに、事故防止の方針や緊急連絡体制を事前に保護者等と共有する。

(2) 事業者との適切な契約の締結等について

- ア 貸切バスやタクシーを利用する際は、国の許可を受けた適正な事業者を選定し、車両（ナンバープレート等）を確認する。
- イ 貸切バス利用時は、運送引受書を確認するなど契約内容を明確にする。
- ウ レンタカー利用時は、貸渡約款を遵守し、運転者の免許や保険の確認等を適切に行う。

(3) 遠征等の必要性や移動手段の検討について

- ア 長距離・長時間の移動を伴う遠征については、教育活動としての必要性を十分に検討する。

イ 移動距離や運行時間、運転者の負担を考慮した無理のない計画を立てるとともに、公共交通機関の利用を原則とする。

ウ やむを得ず顧問等が自家用車又はレンタカーを使用する場合は、校長の事前承認を得るとともに、交通法令の遵守、安全運転の徹底、車両の保険状況や運行条件の把握等を行う。

エ 移動方法や費用負担等については、事前に保護者へ説明し、周知を図る。

(4) 部活動中の安全確保と事故発生時の対応について

ア 活動規模に応じた教職員の配置、緊急連絡体制の整備、事故防止及び応急手当に関する研修等を実施する。

イ 事故発生時には、生徒の生命・身体 of 安全確保を最優先とし、救命処置、関係機関への通報及び学校・保護者への連絡を迅速に行う。

(5) 学校組織全体での対応について

ア 安全確保については顧問任せとせず、校長の指導のもと学校組織全体で対応する。

イ 顧問等が保護者や部活動関係者等の車両を借用して運転し、生徒を同乗させることがないよう徹底する。

ウ 地域クラブ活動においても、本ガイドラインに準じた安全確保を図る。

おわりに

この方針は、本市において適切で持続可能な部活動の運営体制を全ての学校で構築するために必要なことを定めたものであり、全ての部活動において、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにし、生涯にわたって豊かなスポーツライフ、豊かな心や創造性の涵養を実現することを目指すものである。

「薩摩川内市部活動ガイドライン」を基に、市教委や関係機関、学校、生徒や保護者、また、地域や関係団体等、部活動に関わるすべての人々が、これからの部活動について考え、学校はその実態に応じて、効率的で効果的な部活動が行われるよう工夫し、生徒一人一人を主人公とした部活動の推進を図ることとする。

運動部活動の大会参加等に関する規定

薩摩川内市教育委員会

1 参加できる大会（記録会等も含む）

- (1) 中体連が主催する大会
地区（総体、新人総体）、県、九州、全国
- (2) 県競技団体（連盟または協会）が主催する大会
ア 鹿児島県教育庁保健体育課より通知される「児童生徒が参加する学校教育活動以外の運動競技大会（学校名を使用できるもの）について」で示されている大会
イ 上記アの大会の予選会（市、地区大会を含む）
- (3) 上記(2)アの大会により出場権利を得た場合の九州大会または全国大会及び(2)イにより上位大会の出場を得た場合
- (4) その他
ア 県地区対抗女子駅伝競走大会
イ 国民体育大会（九州ブロック大会含む）
ウ 校長が参加を認めた大会（以下の手順を踏む）
 - (ア) 顧問は、生徒及びその保護者から大会の同意を得る。
 - (イ) 顧問は、大会出場計画及び大会要項等（主催者、大会期日及び期間、日程及び会場、競技規則等を確認できるもの）を校長に提出する。
 - (ウ) 校長は、年間活動計画及び薩摩川内市部活動ガイドラインに則り、大会出場が適当か判断する。

2 参加できる大会数

原則月 1 回程度とし長期の休養期間（オフシーズン）等を考慮し、最大で 1 2 回程度とする。
ただし、上記 1 の(1)及び(3)、(4)ア・イの大会は除く。
これを超える場合は、校長の許可を得ること。

3 練習試合

原則として、薩摩川内市部活動ガイドラインに示してある活動時間（休業日 3 時間）を超えないものとする。なお、チーム数、期日、日程等の事情により、やむを得ず 3 時間を超える場合は、週における身体活動時間の累計が 1 6 時間を超えないように週内の休養日や活動時間を調整すること。